

設置変更許可申請書「使用済燃料の処分の方法」に係る記載について

2022年7月12日

日本原子力研究開発機構
大洗研究所 高速実験炉部

第 448 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（2022年6月27日）において、高速実験炉「常陽」の使用済燃料の処分の方法について、「設置変更許可申請書の記載においては、一定程度の実現可能性を確認することになるので、国内で再処理を行うことが現時点で計画されていない場合は、将来の必要な時期に変更することも選択肢として、今回の設置変更許可申請の記載について検討すること。」との指摘を頂いた。

日本原子力研究開発機構では、高レベル放射性物質研究施設（C P F）等での研究開発を通じて、高速炉燃料再処理について技術的な見通しを得ている。

また、国の核燃料サイクル政策では、高速炉燃料の再処理を含む工程の具体化が基本計画として明記されている※。

上記の実績及び政策に基づき、国内再処理の記載を残すこととしたい。

なお、実用発電炉やH T T R、S T A C Y等の設置変更許可申請書の記載等を参考として、一部の記載については表 1 のとおり修正することとしたい。

※ 高速炉開発の方針（2016年12月決定）、戦略ロードマップ（2018年12月決定）、第6次エネルギー基本計画（2021年10月決定）など、近年の政策において、核燃料サイクルの推進の方針に変更はない。

以 上

表1 設置変更許可申請書の「使用済燃料の処分の方法」の変更案

現申請	変更案（下線部）
<p>使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととする。</p> <p>海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする。海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは国内に持ち帰ることとし、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>使用済燃料については、国内又は^①我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡されるまでの間、<u>高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵施設にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理する^②</u>。</p> <p>海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする。海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る<u>又は海外に移転する^③</u>。また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>

① 国内再処理については現記載を踏襲（変更なし）

② 実用発電炉やHTTR、STACY等の設置変更許可申請書の記載等を参考とし、再処理までの間使用済燃料を適切に貯蔵・管理することを追記

③ 文章の適正化